

「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならぬ」と「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」少し長いが、あえて条文全文を記した。近年、この種の「配慮」条項と呼ばれるものが多発している。本来、表現の自由は憲法で保障されており、その下位の存在の法律でわざわざ大切さを念押しする必要はない。にもかかわらず、こつた断り書きを入れざるを得ないのは、それだけ当該の法律が表現活動にとって危険な存在であるかを示していることになる。

「配慮」という欺瞞

専修大学教授 山田 健太

護法制では、ジャーナリズム活動によって政府の不都合な事実が暴露されることを、未然に防ぎたいという気持ち法条文にも表れている。その一方で、国会審議等での批判に対応して、「配慮するから心配に及ばない」としてきたわけだ。

さらに、条文で注目すべきは「不当でないものを正当とする」という取材行為の免責条項だ。何も言っていないに等しい一文で、法としての明確性や限定性が欠落している。その上、違法ではなくても不当であれば違法とみなす、ということの危険性を指摘しておきたい。いわば警察＝政府と、その意向に従う司法が、恣意的に記者の取材行為を「ふさわしくない」方法であると判断すれば、その結果としての報道を止めることができる仕組みだからだ。

冒頭の条文は、今国会で審議中の重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（経済安保秘密保護法）案21条であるが、全く同じ文が、2013年の特定秘密保護法22条にある。最初に登場するのは03年の武力攻撃事態対処法（15年に安保関連法に改組）の3条で「最大限に尊重」とつたう。続いて、17年の組織的犯罪処罰（共謀罪）法6条の2は「適正の確保に十分に配慮」だ。なお「国民の権利を不当に侵害しないように留意」する規定は、軽犯罪法以下いくつかの法律にみられる。

ただし、表現行為に焦点を当てるようになったのは、日本が有事法制を本格的に整備し始めた2000年代に入ってからのもので、明確な傾向と言える。とりわけ緊急事態法制と秘密保



時代を読む

確かに、ジャーナリストが突然逮捕される事案は起きていない。ただし、この条文が生まれたきっかけは、沖縄返還時に日米間で密約があることを示す秘密電文を、外務省職員から入手し報道した新聞記者の取材手法が、道義的に許されないと理由から裁判で有罪になったことだ。この時の最高裁決定がそのまま法律化されてきたわけだが、時の政権の意向で報道が制限される可能性があることを如実に示している。

2024.4.28



1月から始めたメトロポリタン十面の連載企画「水紀行—首都圏を巡る」は17日に4回目の掲載をしました。東京都大田区の50代男性から、2回目の「真姿の池湧水群（東京都国分寺市）」について、丁寧なはがきをいただきました。「駅から近い水の名所は少ないので興味が湧いた。足を使った記事で旅行ガイドより読みやすかった」との内容でした。ただ、男性は、取材起点の西国分寺駅や、

「休み」で皆が得をする

週のはじめに考える

める第3期
えていた。
ば、実際は
艦船は同
と司令部
わる交代制